

Ⅳ 社会貢献

1 公開講座

平成20年度 ヒトと地球にやさしい化学技術

講義題目：「光による環境浄化とエネルギー変換－光触媒反応の応用」
「化学の力で環境をきれいにする－触媒による環境浄化－」
「船にフジツボをつけない技術」
「発光を観測することにより細胞や材料を調べる」
「汚染された環境をレメディエート（修復）する」
「身近なバイオマス糖質資源の利用」

平成21年度 異分野融合によって新たな環境科学を起こす

講義題目：「環境問題は複雑にからみあったパズル」
「ナノテクノロジーの功罪」
「河川から見る流域環境の変化とその保全」
「水資源は自然の恵み」
「循環型社会と低炭素社会」
「途上国の脆弱な環境」

平成22年度 北海道の自然環境再考：その危機的現象をとらえる

講義題目：「サケ科魚類の魅力と、彼らを取りまく現状」
「大雪山の高山生態系の変貌」
「湿原の保全と復元－サロベツ湿原を事例として－」
「大雪山の荒廃する登山道」
「アムール川とオホーツク海：陸海境界・国境を越えた環境システムの発見と保全」
「北海道の川と海岸の危機的地形現象」

2 施設公開

【平成20年度】

期 間	タイトル	参加者数
平成20年6月7日（土）～平成20年6月8日（日）	もっと身近に 環境科学	212名（大人180名・子ども32名）

【平成21年度】

期 間	タイトル	参加者数
平成21年6月6日（土）～平成21年6月7日（日）	もっと身近に 環境科学	297名（大人211名・子ども86名）

【平成22年度】

期 間	タイトル	参加者数
平成22年6月5日（土）～平成22年6月6日（日）	もっと身近に 環境科学	631名（大人454名・子ども177名）

3 国・地方公共団体等の委員

	H20	H21	H22
1	池田（日本学術会議）	池田（日本学術会議）	池田（日本学術会議）
2	池田（北海道）	池田（北海道）1	池田（北海道）
3	池田（北海道）2	池田（北海道）2	石川（文部科学省）
4	池田（北海道）3	池田（北海道）3	入野（日本学術会議）
5	入野（日本学術会議）	入野（日本学術会議）	大原（北海道）
6	岩熊（環境省）	大原（北海道）1	大原（北海道）
7	大原（北海道）	大原（北海道）2	小野（札幌市）
8	小野（旭川市）	小野（札幌市）	小野（文化庁）
9	小野（滝川市）	小野（文化庁）	工藤（北海道）
10	小野（中頓別町）	工藤（北海道）	甲山（斜里町）
11	小野（日本学術会議）	甲山（斜里町）	甲山（日本学術会議）
12	小野（文化庁）	甲山（日本学術会議）	坂入（札幌市）
13	甲山（斜里町）	杉本（日本学術会議）	杉本（日本学術会議）
14	甲山（日本学術会議）	杉本（文部科学省）1	杉本（文部科学省）1
15	坂入（札幌市）	杉本（文部科学省）2	杉本（文部科学省）2
16	杉本（日本学術会議）	谷本（気象庁）	杉本（文部科学省）3
17	杉本（文部科学省）	春木（北海道）	谷本（気象庁）
18	杉本（文部科学省）	平川（国土交通省）	春木（北海道）
19	平川（日本学術会議）	平川（日本学術会議）	春木（北海道）2
20	藤井（札幌市）	藤原（日本学術会議）	平川（厚岸町）
21	堀之内（気象庁）	堀之内（気象庁）	平川（国土交通省）
22	森川（文部科学省）	山崎孝治（気象庁）	平川（日本学術会議）
23	山崎孝治（気象庁）	山崎孝治（北海道）1	平川（北海道）
24	山崎孝治（北海道）	山崎孝治（北海道）2	藤原（日本学術会議）
25	山中（気象庁）	山崎孝治（北海道）3	堀之内（気象庁）
26	山中（日本学術会議）	山中（気象庁）	南川（日本学術会議）
27	山中（北海道）	山中（北海道）1	森川（文部科学省）
28	山中（北海道）2	山中（北海道）2	山崎孝治（気象庁）
29	渡辺豊（日本学術会議）	渡辺豊（日本学術会議）	山崎孝治（北海道）
30			山崎孝治（北海道）2
31			山中（気象庁）
32			山中（北海道）
33			山中（北海道）2
34			山中（北海道）3
35			渡邊悌二（北海道）
36			渡辺豊（日本学術会議）

V 施設・設備

1 図書

図書（研究院の保有図書、新規購入図書）

	2008 年	2009 年	2010 年
蔵書冊数（冊）	17,519	17,922	18,248
増加冊数（冊）	403	326	412

2 主要研究機器

【質量分析測定装置等】

安定同位体比質量分析システム (MAT252 with CONFLOII, サーモ サイエンティフィック)

安定同位体比質量分析システム (MAT253, サーモ サイエンティフィック)

安定同位体比質量分析システム (delta-V, サーモ サイエンティフィック)

安定同位体比質量分析システム (delta-S, サーモ サイエンティフィック)

ICP 質量分析計 (HP4500)

ICP 質量分析計 (SPQ-6500, Seiko)

環境分子精密質量解析装置 (micrOTOF focus, ブルカー ダルトニクス)

LC/MS (LCQ classic/ HP1100, サーモ サイエンティフィック)

MALDI-TOF-MS (AXIMA CFR, 島津製作所)

【分子構造・化学結合決定関連装置等】

円二色性分散計 (J720, 日本分光)

遺伝子解析装置：塩基配列自動解析装置 (3130 ジェネティックアナライザー,
ABI; Applied Biosystems)

フーリエ変換赤外分光装置 (FTS 60A/896, Bio Rad)

CCD 搭載型単結晶 X 線構造解析装置 (SMART APEX II, ブルカー エイエクセス)

固体高分解能核磁気共鳴装置 (バイオスピン ASX-300, ブルカー バイオスピン)

高分解能核磁気共鳴装置 (Excalibur, 日本電子)

X 線光電子分光装置 (XPS-7000, リガク)

【元素・成分分析装置等】

全自動栄養塩分析装置 (QuAAtro, Bran-Luebbe)

蛍光・発光・吸光測定装置 (フルオロスキャンアセント FL/マルチスキャン JX,
サーモ サイエンティフィック)

全有機炭素計 (TOC5000A, 島津製作所)

【顕微鏡】

走査型電子顕微鏡 (S-2400, 日立製作所)

走査型プローブ顕微鏡 (SPM, Nanoscope III, Veeco)

【純水製造装置・培養室】

蒸留水製造装置 (オートスチル WA73, ヤマト)

純水製造装置 (Milli-RX45, ミリポア; Gradient-A10, ミリポア)

水性生物培養室

3 施設等の安全管理

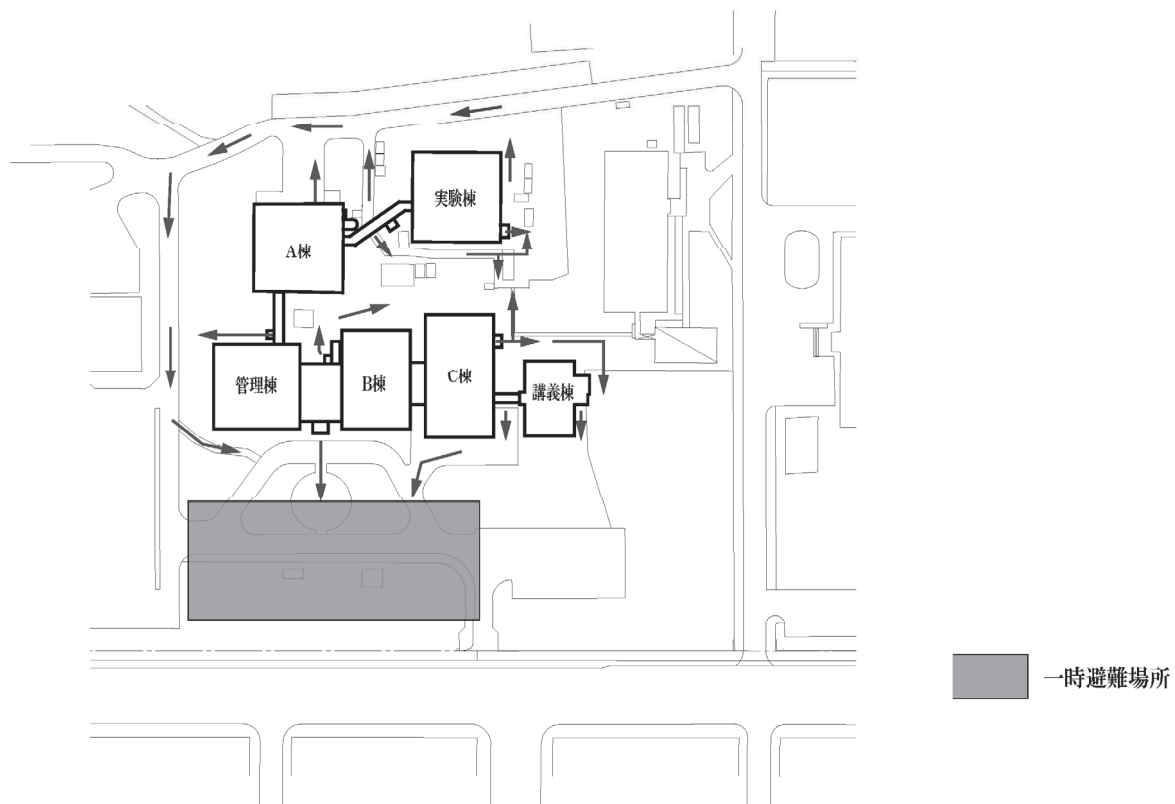
3 - 1 安全管理

実施項目	実施時期			実施内容
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
防災訓練	5 月 8 日	5 月 8 日	5 月 14 日	化学薬品吸着の取り扱い、A E D の使用方法、防火・防災に関するスライド上映、屋内消火栓の操作 防火シャッター・防火戸設備の操作
安全教育	4 月～5 月	4 月～5 月	4 月～5 月	安全の手引き、安全の手引き C D 版、化学物質取扱の手引、安全マニュアルを活用して安全教育を各研究室単位で実施
職場巡視	-	-	7 月 5 日～ 30 日	教職員の安全管理に関する意識の高揚を図り、労働災害等の発生を防止するため、全ての実験室・居室等を対象に実施

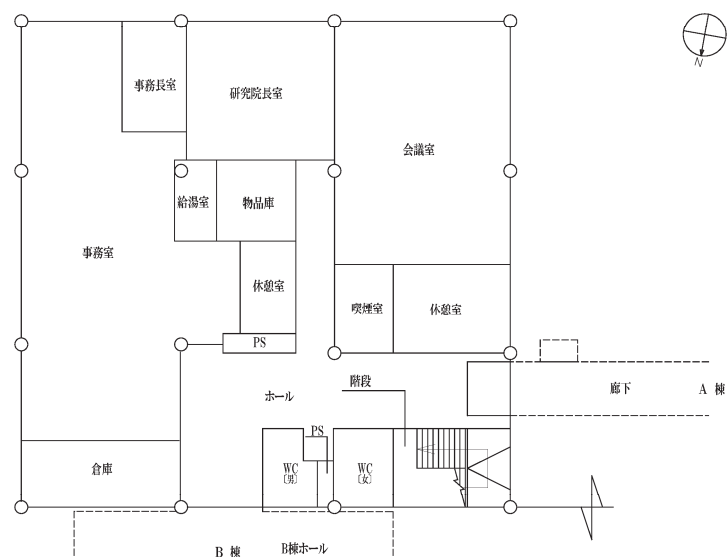
3 - 2 施設配置図と非難経路

※ 大学院地球環境科学研究所部分

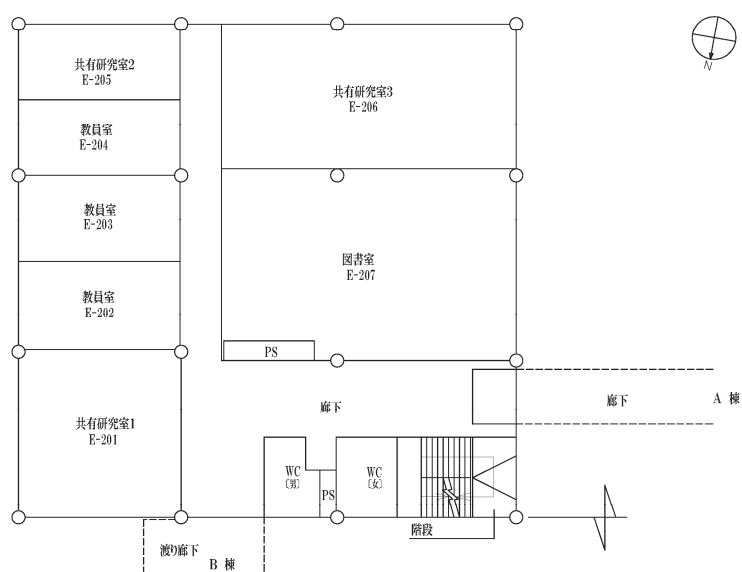
地球環境科学研究所一時避難場所



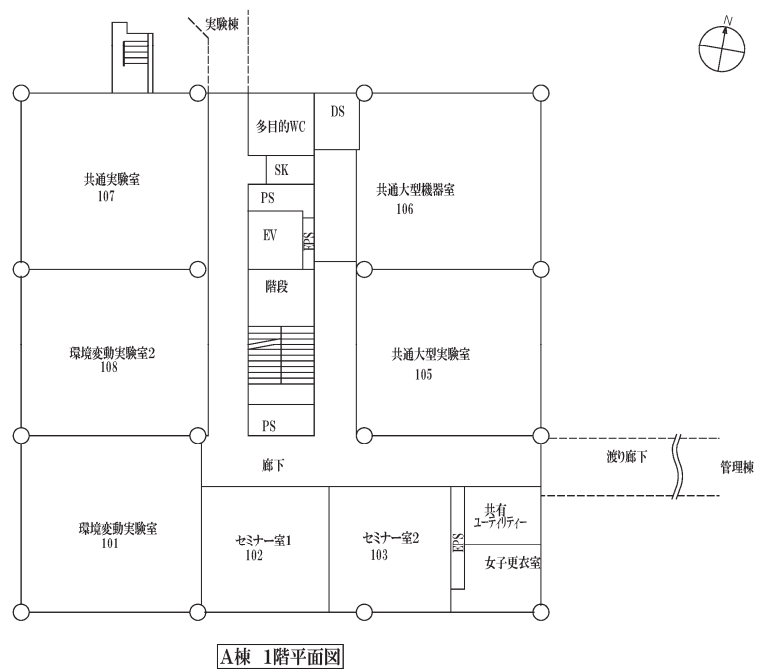
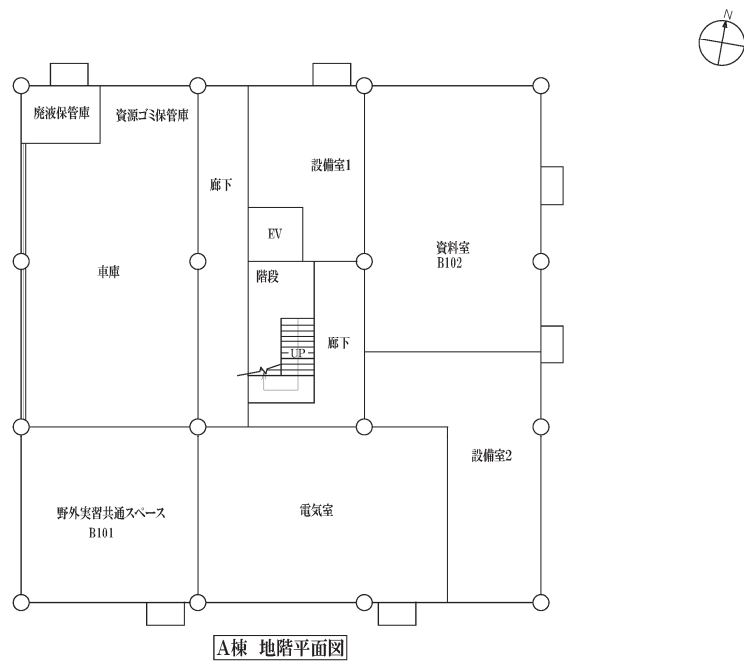
※矢印 (←) は避難経路を示す

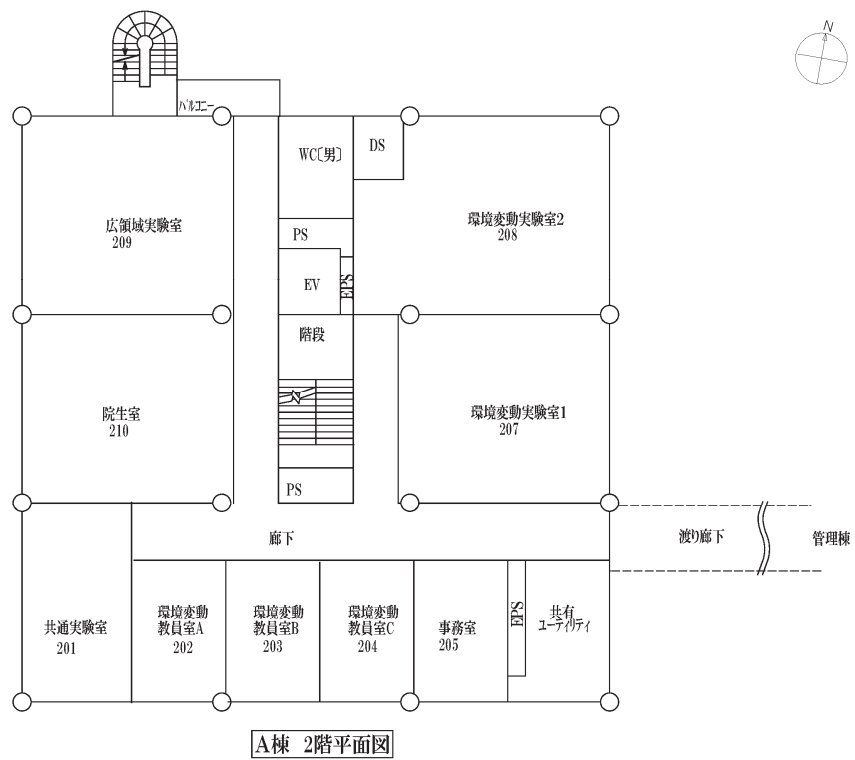


管理棟 1階平面図

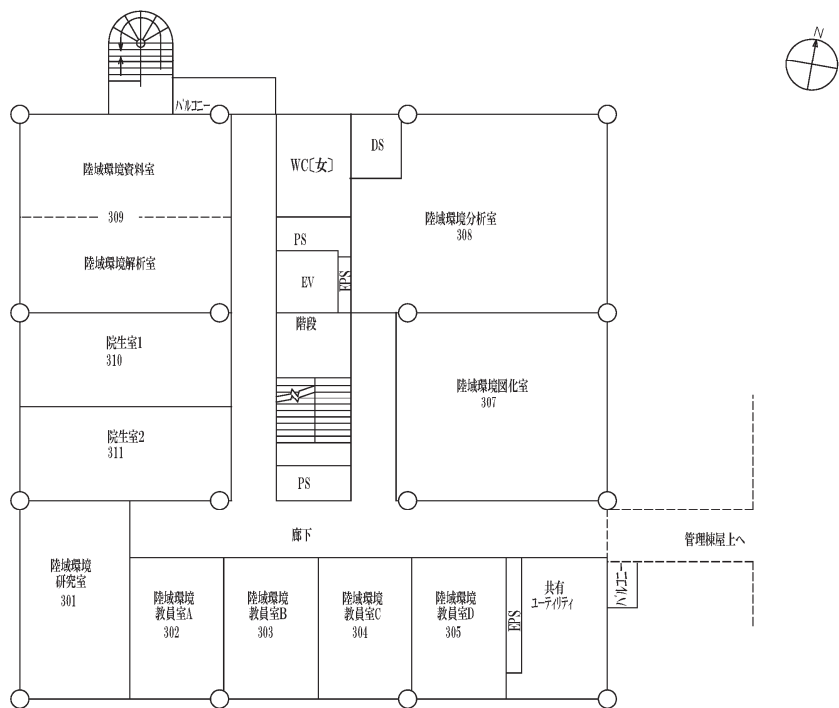


管理棟 2階平面図

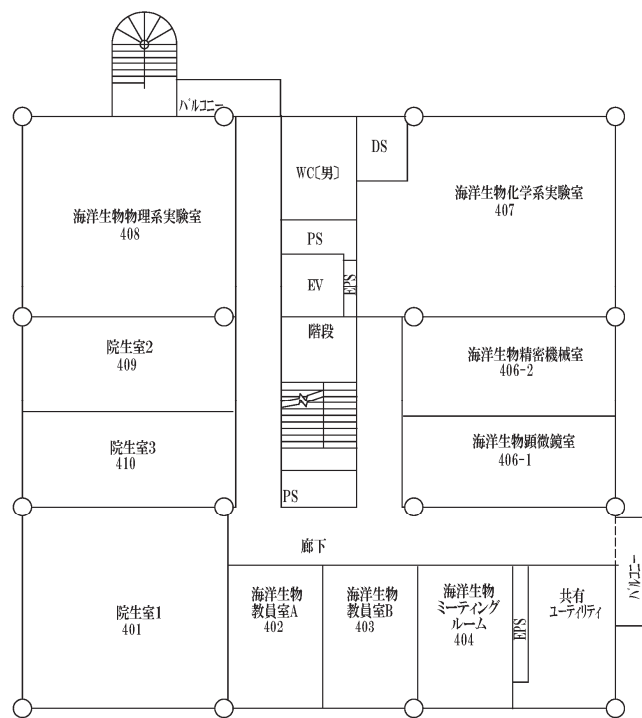




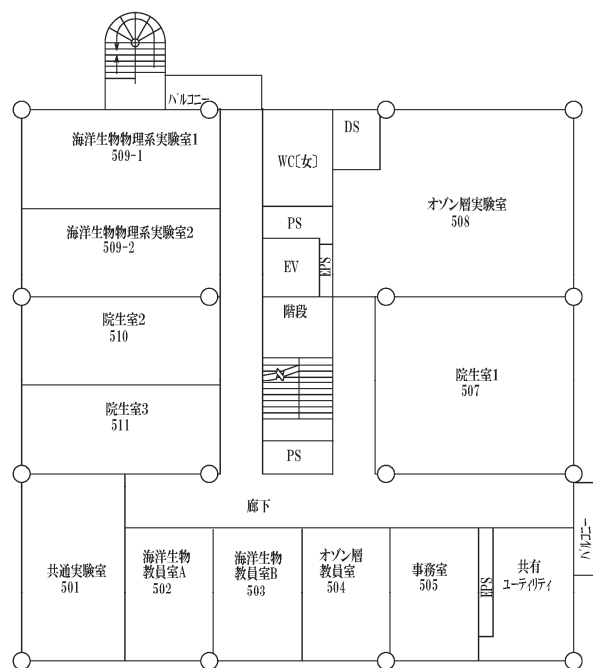
A棟 2階平面図



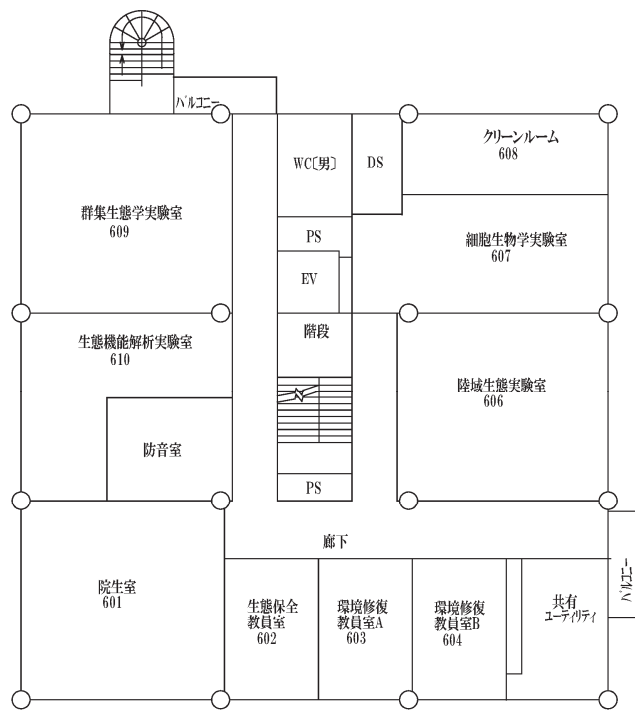
A棟 3階平面図



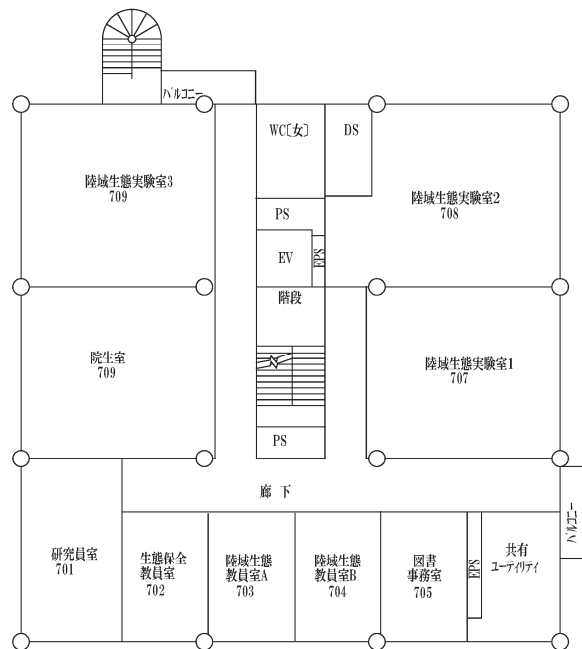
A棟 4階平面図



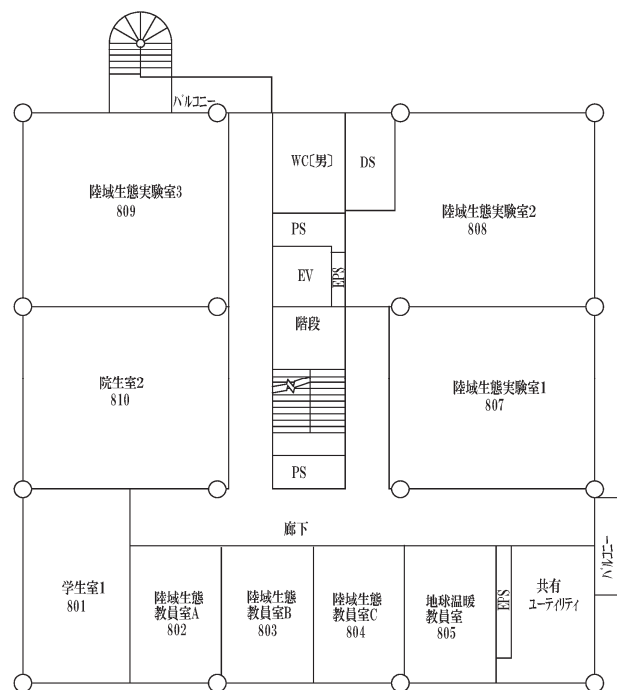
A棟 5階平面図



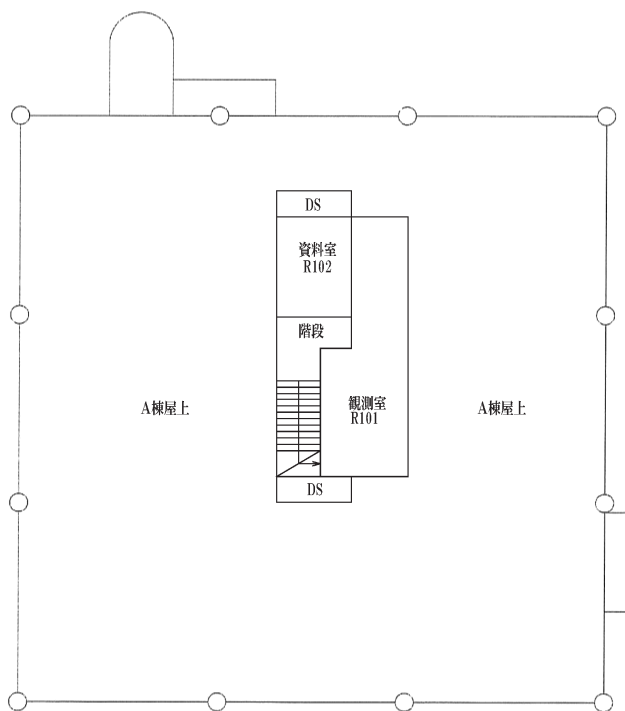
A棟 6階平面図



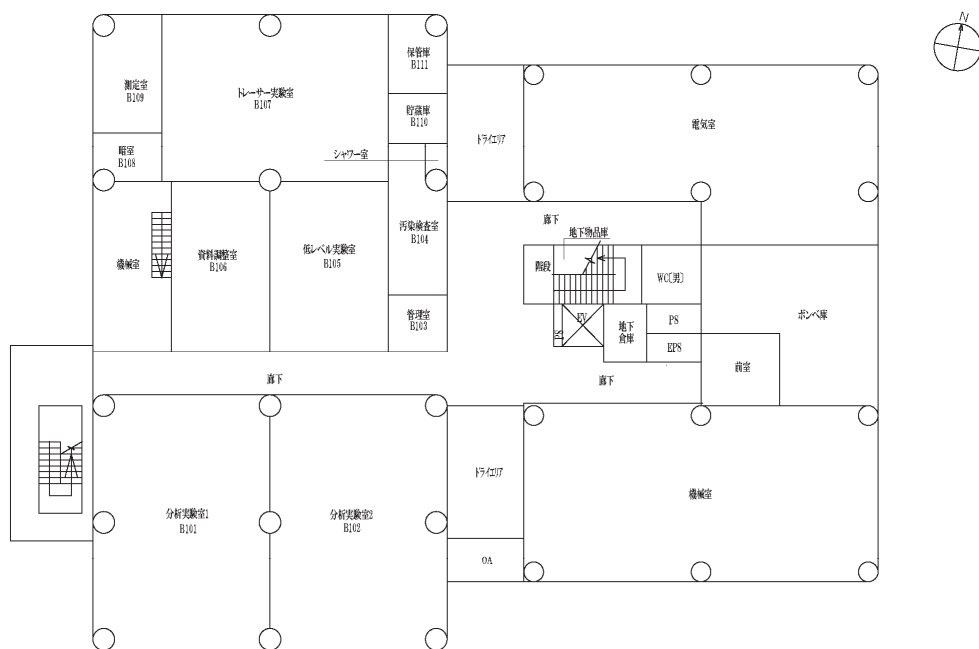
A棟 7階平面図



A棟 8階平面図

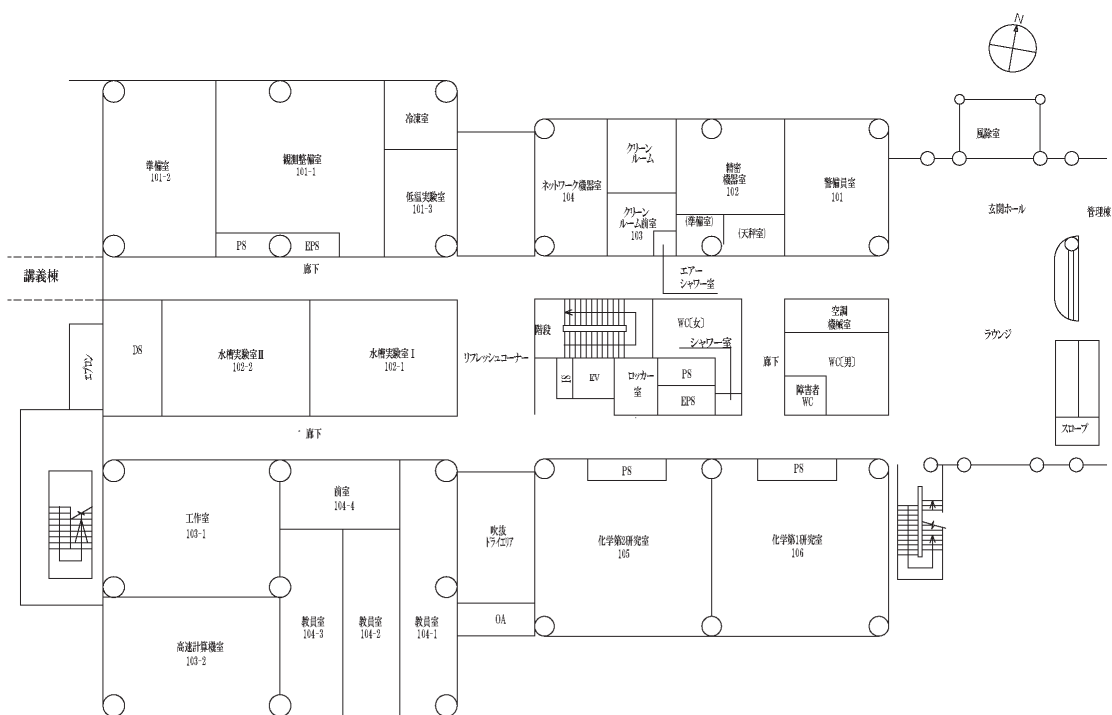


A棟 9階平面図



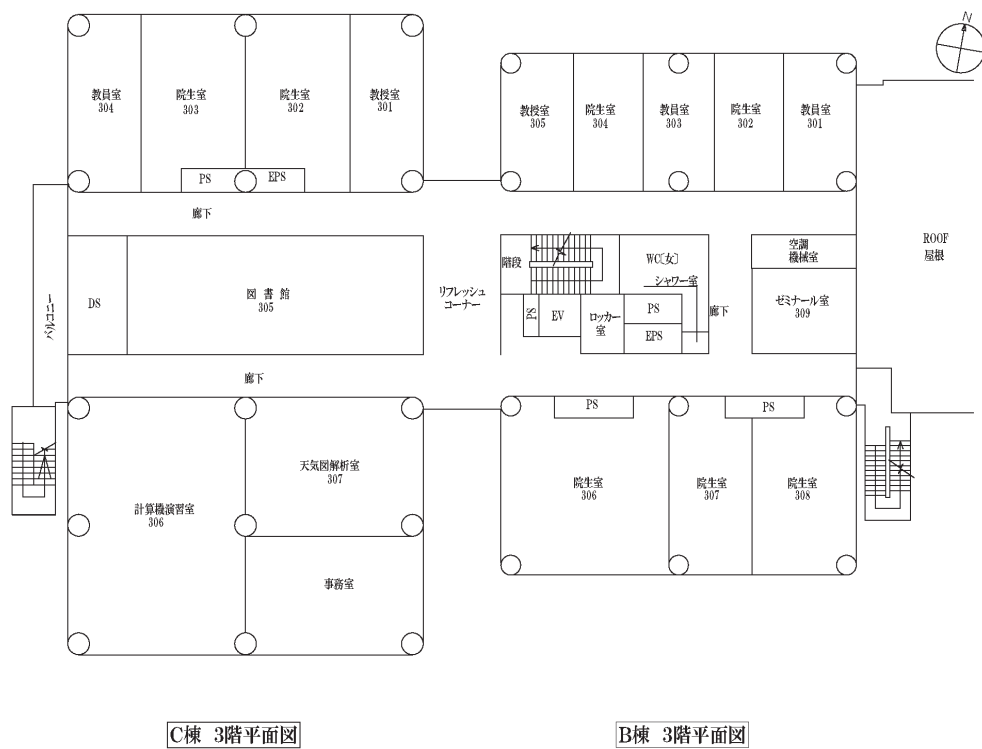
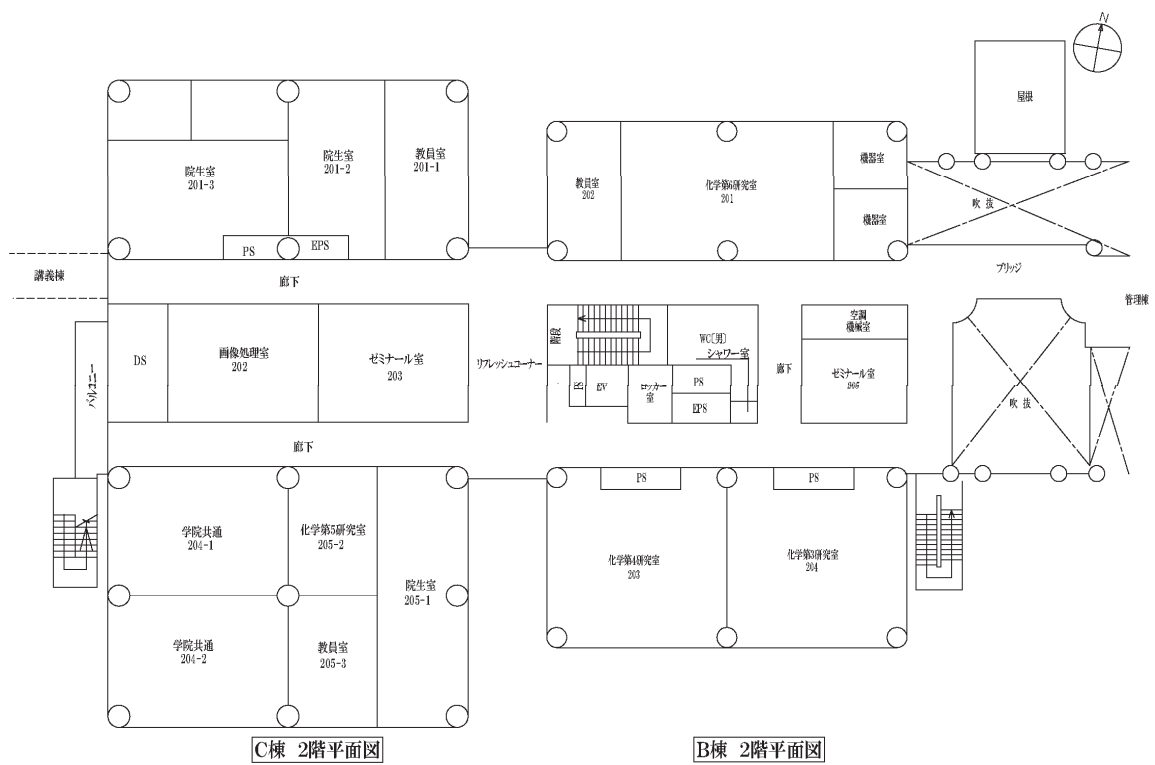
C棟 地階平面図

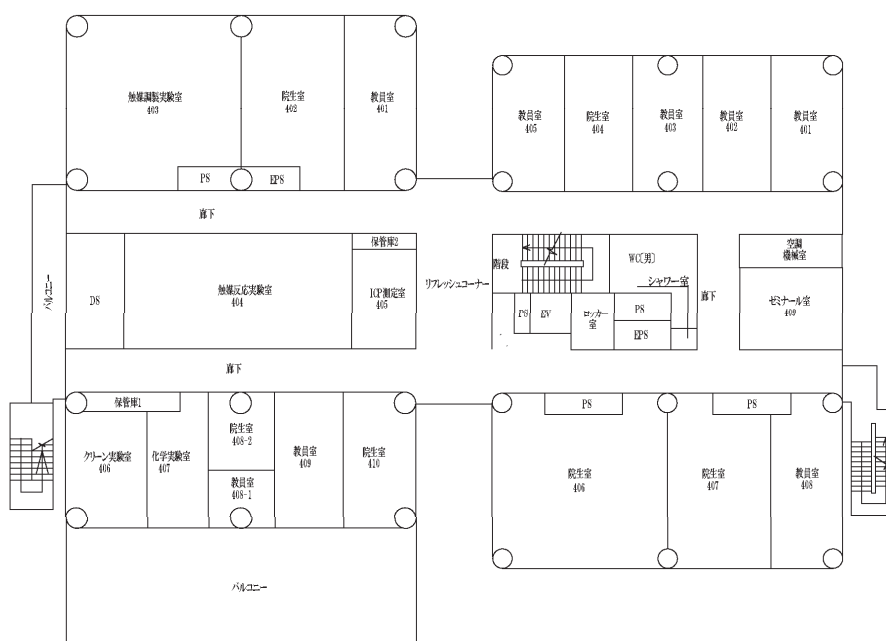
B棟 地階平面図



C棟 1階平面図

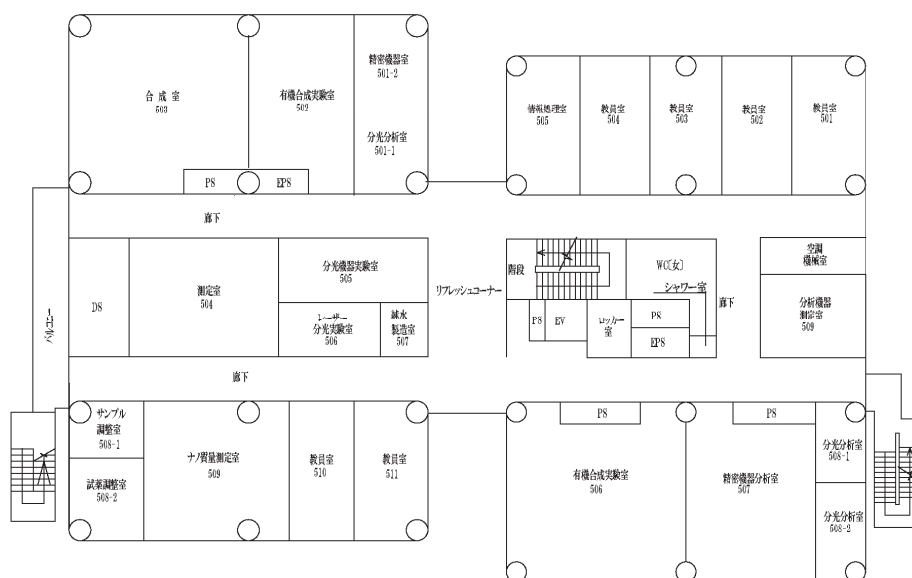
B棟 1階平面図





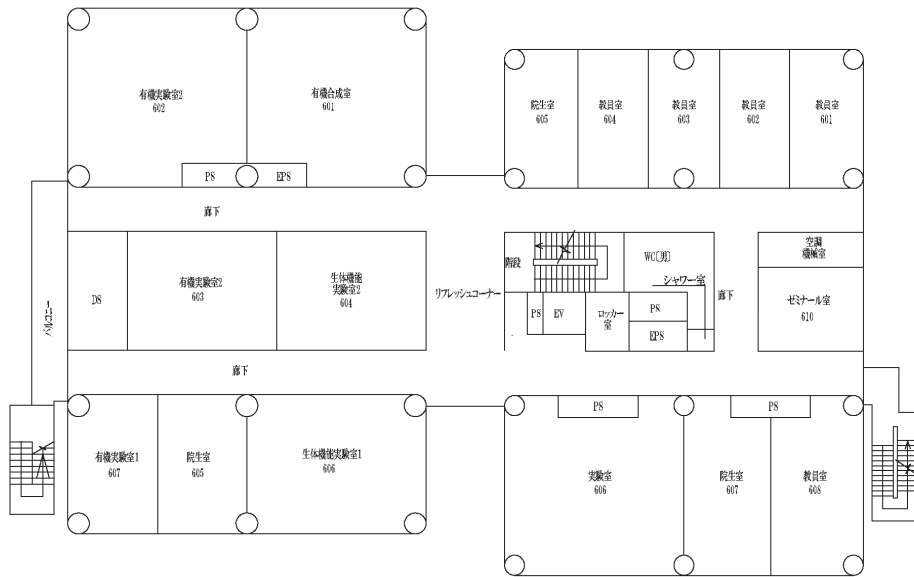
C棟 4階平面図

B棟 4階平面図



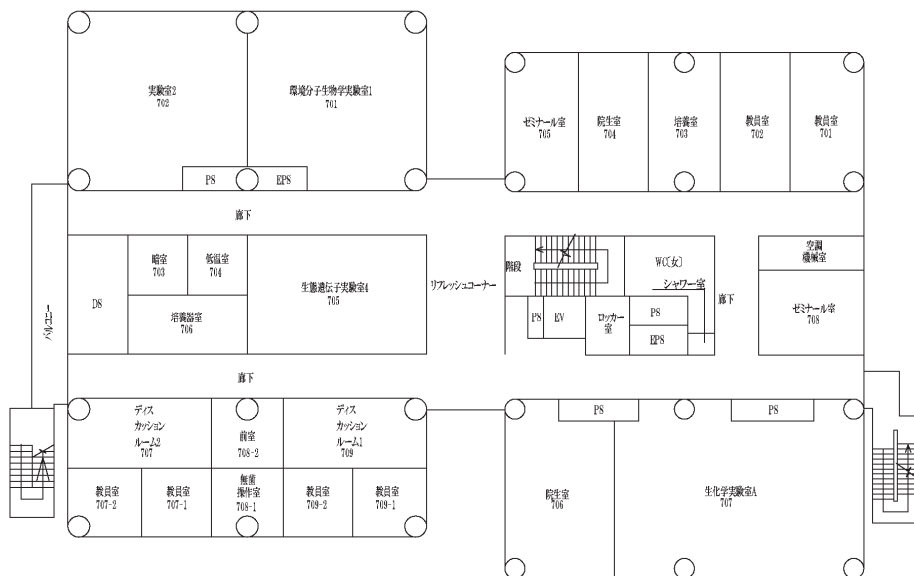
C棟 5階平面図

B棟 5階平面図



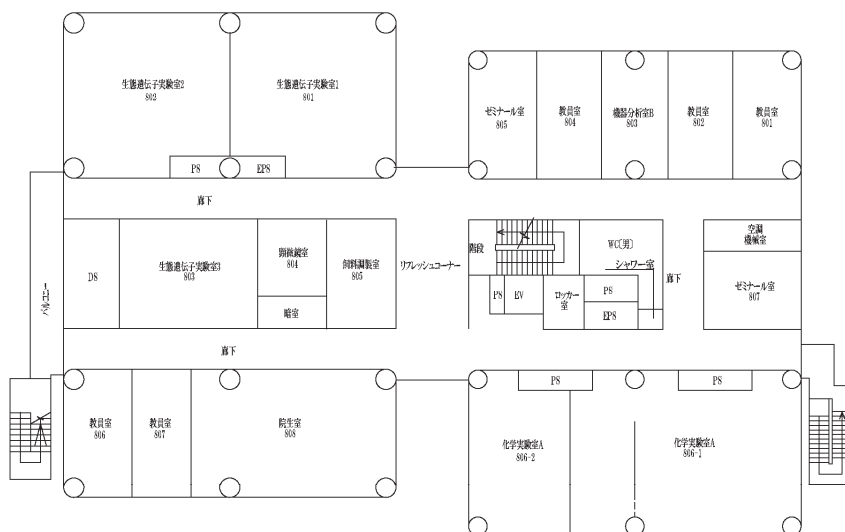
C棟 6階平面図

B棟 6階平面図

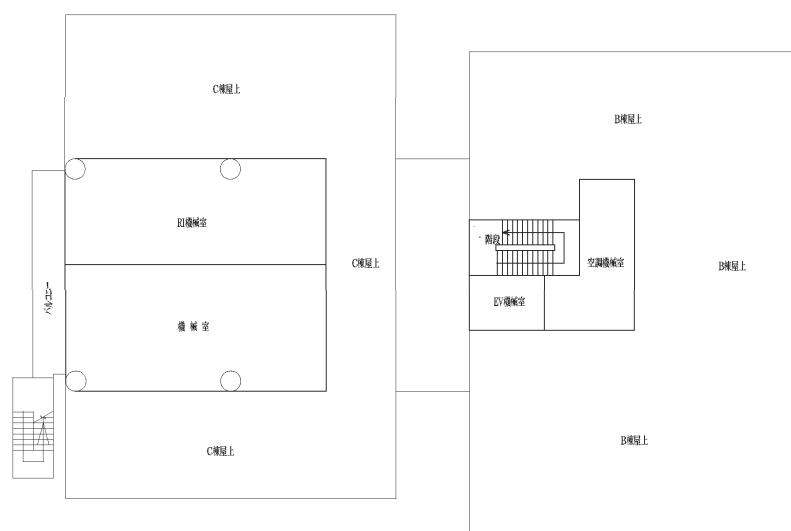


C棟 7階平面図

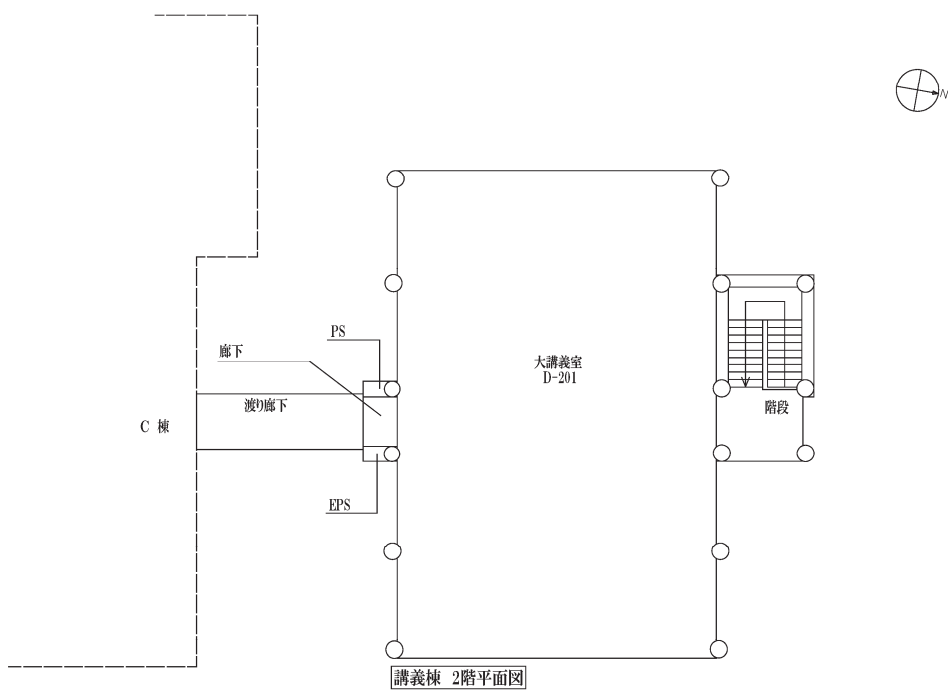
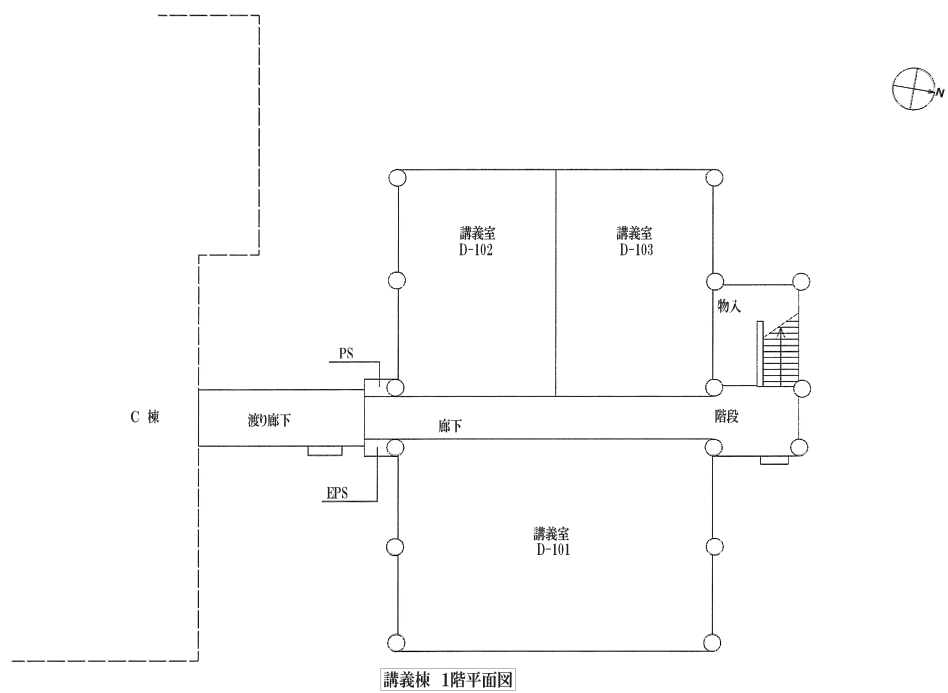
B棟 7階平面図

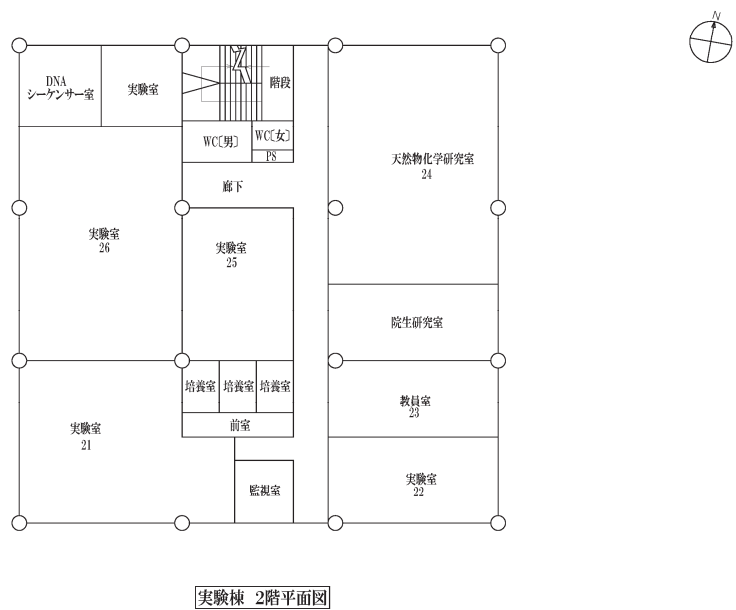
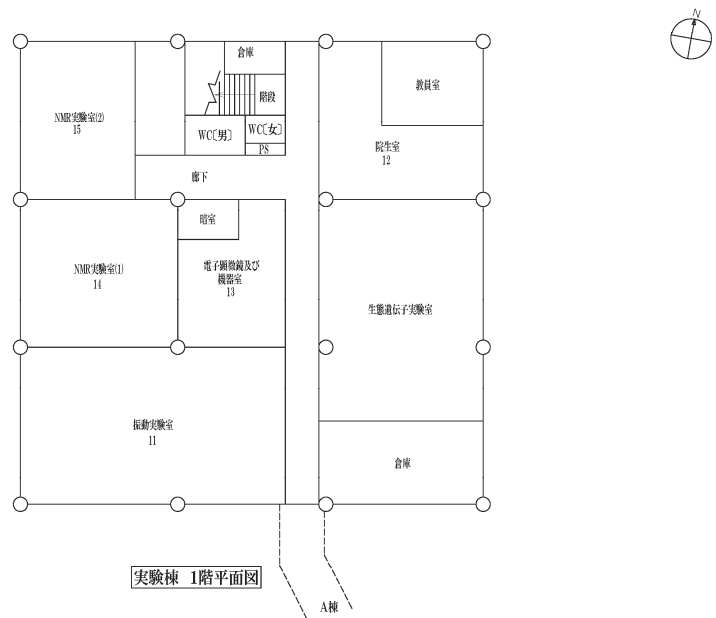


B棟 8階平面図



B棟 R階平面図





Ⅵ 規定・内規

北海道大学大学院地球環境科学研究院規程

平成17年4月1日
海大達第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第27条の4第4項の規定に基づき、大学院地球環境科学研究院(以下「本研究院」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 本研究院は、地球環境問題の解決と対応に関する研究を行うことを目的とする。

(部門及び分野)

第3条 本研究院に、次の部門及び分野を置く。

統合環境科学部門

自然環境保全分野

環境地理学分野

環境適応科学分野

実践・地球環境科学分野

地球圏科学部門

環境変動解析学分野

化学物質循環学分野

大気海洋物理学分野

気候力学分野

環境生物科学部門

陸域生態学分野

生態保全学分野

生態遺伝学分野

環境分子生物学分野

物質機能科学部門

生体物質科学分野

機能材料化学分野

分子材料化学分野

(職員)

第4条 本研究院に、研究院長その他必要な職員を置く。

(研究院長)

第5条 研究院長は、本研究院の専任の教授をもって充てる。

2 研究院長は、本研究院の業務を掌理する。

(副研究院長)

第6条 本研究院に、副研究院長を置く。

2 副研究院長は、本研究院の専任の教授をもって充てる。

3 副研究院長は、研究院長の職務を助け、研究院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教授会)

第7条 本研究院に、本研究院に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究院長が別に定める。

(研究生)

第8条 本研究院において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、本研究院において適当と認め、かつ、支障のないときに限りこれを研究生として許可する。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程(平成3年海大達第3号)の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本研究院の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究院長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日海大達第141号)

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日海大達第122号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院教授会内規

〔平成17年4月1日制定〕

第1章 趣旨

(設置)

第1条 この内規は、北海道大学大学院地球環境科学研究院規程（平成17年海大達第50号）第7条第2項の規定に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

第2章 教授会

(構成)

第2条 教授会は、北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究等の組織に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) その他本研究院の組織及び運営に関する重要事項

(会議の招集及び議長)

第4条 研究院長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 研究院長に事故があるときは、副研究院長又はあらかじめ研究院長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、外国出張中、海外研修旅行中及び休職期間中により出席できない者は、定足数算定の基礎数に算入しない。

- 2 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、定足数及び議決方法について別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 研究院長は、教授会の議事録を作成し、教授会の確認を得なければならない。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、環境科学事務部において処理する。

第3章 研究院長

(選考の時期)

第9条 研究院長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに、教授会の選挙によりこれを行う。

- (1) 研究院長の任期が満了するとき。
- (2) 研究院長の辞任の申出を教授会が了承したとき。
- (3) 研究院長が欠けたとき。

- 2 選挙は、前項第1号に該当するときは任期満了の日の20日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行うものとする。

- 3 研究院長は、第1項第1号に該当するときは、教授会の議に基づき選挙の日時を決定し、選挙を行う日の20日前までに公示するとともに、選挙の有権者に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、教授会の議に基づき、この期間を短縮することができる。

(被選考資格者)

第10条 研究院長候補者の被選考資格者（以下「被選考資格者」という。）は、本研究院の教授とする。

(選考の方法)

第11条 教授会は、前条に規定する被選考資格者を対象として投票により候補者を選考する。

- 2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、外国出

張中、海外研修旅行中及び休職期間中により出席できない者は、定足数算定の基礎数に算入しない。

3 投票は、単記無記名投票とし、代理投票は認めない。

4 定められた選挙の日時に投票することができない者（公示の前日から投票日まで引き続き海外渡航中である者を除く。）は、あらかじめ研究院長が交付する用紙により投票することができる。

5 前項の投票は、開票時前に研究院長のもとに到着していなければならない。
（候補者の決定）

第12条 研究院長候補者の決定は、次に定めるところによる。

(1) 有効投票の過半数を得た者を研究院長候補者とする。

(2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の2名の者（末位に得票同数の者がいる場合にあっては、年長の者）について、出席した構成員により再投票を行い、得票多数の者を研究院長候補者とする。ただし、得票同数であるときは、年長の者を研究院長候補者とする。

（任期）

第13条 研究院長の任期は、2年とする。

2 研究院長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることができない。

第4章 副研究院長

（候補者の選考）

第14条 副研究院長の選考については、第9条、第10条、第11条第1項、第2項及び第3項並びに第12条の規定を準用する。

（任期）

第15条 副研究院長の任期は、2年とする。ただし、教授会が必要と認めた場合は、その任期の末日を、研究院長の任期の末日以前とすることができる。

2 副研究院長は、再任されることができる。

第5章 教員の選考

（人事委員会の設置）

第16条 研究院長は、教員に欠員が生じた場合又は生ずることが明らかになった場合は、教員候補者の選考を行わせるため、欠員となる教員の所属する部門及び研究院にそれぞれ人事委員会を設置し、これらを教授会に報告しなければならない。

2 部門に設置した人事委員会は、教員候補者を決定したときは、速やかに研究院長に報告しなければならない。

3 研究院長は、前項の報告があったときは、研究院に設置した人事委員会において当該教員候補者の選考内容について審議し、その結果を教授会に報告しなければならない。

（委任）

第17条 教員の選考について、前条に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究院長が別に定める。

（候補者の決定）

第18条 教授会は、研究院長の報告に基づき審議の上、教員の候補者を決定する。

2 前項の決定は、出席構成員の過半数の賛成によるものでなければならない。

第6章 雑則

（内規の改正）

第19条 この内規は、教授会において出席構成員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

（雑則）

第20条 この内規に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究院長が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年3月9日から施行する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院点検評価内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人北海道大学評価規程（平成16年海大達第68号）に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）の教育研究活動等の状況について行う点検及び評価に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 本研究院に、次に掲げる事項を行うため、北海道大学大学院地球環境科学研究院点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 本研究院の点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 本研究院の点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 本研究院の点検及び評価に関する報告書（以下「点検評価報告書」という。）の作成及び公表に関すること。
- (4) 本研究院の点検及び評価結果の学外者による検証の実施に関すること。
- (5) 大学評価・学位授与機構による大学評価事業の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究院長
- (2) 副研究院長及び研究院長補佐
- (3) 各部門長
- (4) 事務長
- (5) その他研究院長が必要と認めた者 若干名

2 前項第5号の委員は研究院長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(委員長及び会議の招集)

第4条 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員の半数以上から要請があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(点検評価事項)

第7条 委員会は、毎年度教育研究活動等の状況に点検及び評価を行う。

2 前項の点検評価及び評価の結果について、必要な範囲で取りまとめ、報告書等として公表する。

(点検評価結果の対応)

第8条 研究院長は、委員会が行った点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、その改善に努める。

2 研究院長は、本研究院の関連する委員会において改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境科学事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、本研究院の点検及び評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院安全管理委員会内規

(設置)

第1条 北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）に、職員及び学生等（以下「職員等」という。）の安全確保に必要な措置を講ずるため、北海道大学大学院地球環境科学研究院安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本研究院職員等の安全管理及び安全教育の徹底を図ることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第3条 委員会の任務は、他の法令等及び他委員会の所掌に属するもののほか、本研究院職員等の安全確保を任務とする。

(任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 施設、設備の点検及び改善指導に関すること。
- (2) 安全意識の高揚と安全教育の普及に関すること。
- (3) 安全教育の手引書の作成に関すること。
- (4) その他安全に関する重要事項

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究院長
 - (2) 副研究院長及び研究院長補佐のうちから 1名
 - (3) 各部門の教授又は准教授のうちから 1名
 - (4) 本研究院の安全管理者、安全管理担当者
 - (5) 本研究院の有害廃液管理責任者
 - (6) その他研究院長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第2号から第6号までの委員は、研究院長が委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、第5条第1項第2号の委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第7条 委員会に、特定の課題又は専門的事項について調査検討を行わせるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て研究院長が委嘱する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び専門委員会の庶務は、環境科学事務部会計係において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院大型実験機器管理委員会内規

(趣旨)

第1条 北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「研究院」という。）における大型実験機器（以下「大型機器」という。）の適正な運営を図るため、北海道大学大学院地球環境科学研究院大型実験機器管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(大型機器)

第2条 大型機器は、研究院が要求した設備一式の購入価格が1千万円以上の機器とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究院長が必要と認めた場合は、大型機器とすることができる。

(業務)

第3条 委員会は、研究院長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、研究院長に報告するものとする。

- (1) 大型機器の利用計画に関すること。
- (2) 大型機器の維持管理に関すること。
- (3) その他大型機器に関する必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各部門の教授又は准教授 1名
- (2) 研究院長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、研究院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(管理担当者)

第8条 委員会は、個々の大型機器について、管理を担当する者（以下「管理担当者」という。）を選出し、研究院長が委嘱する。

2 管理担当者は、当該機器について、委員会が定める管理運営の方針に基づき管理業務を行う。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、環境科学事務部会計係において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会の議を経て研究院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月2日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院仕様策定委員会内規

(設置)

第1条 国立大学法人北海道大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する国立大学法人北海道大学における取扱細則（平成16年7月30日総長裁定）第3条第1項の規定に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(申請)

第2条 本研究院において、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を必要とする場合は、研究院長に申請するものとする。

(審議対象)

第3条 委員会の審議対象は、原則として予定価格が1,000万円以上のものとする。

(任務)

第4条 委員会は、研究院長の諮問に応じ、設備の仕様策定に関し、次に掲げる事項について専門的観点から審議する。

- (1) 設備の機能及び性能等に関すること。
 - (2) 設備に関する関係資料等の収集に関すること。
 - (3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項
- 2 委員会は、関係資料の収集に当たって可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に行うものとする。
- 3 仕様内容は、教育研究上等の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
- 4 委員会は、仕様内容原案を、可能な限り、多数の供給者に対して公平に説明会を開くことなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上等の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、研究院長の承認を得るものとする。
- 6 委員会は、開催の都度審議内容についての仕様策定審議録を作成するものとする。

(組織)

第5条 委員会は、研究院長がその都度委嘱する5名以上の者をもって組織し、うち1名は事務長を委嘱するものとする。

- 2 研究院長が必要と認めた場合は、他の学部等又は他大学等の職員を仕様策定委員に委嘱することができる。
- 3 研究院長は、仕様策定委員の委嘱に当たっては書面により委嘱するものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(報告)

第7条 委員会は、仕様を決定したときは、第4条第6項の仕様策定審議録を添付して報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、環境科学事務部会計係で処理する。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院機種選定委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）に国立大学法人北海道大学における設備の調達に係る機種選定に関する取扱細則（平成16年7月30日総長裁定）第7条の規定に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院機種選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(申請)

第2条 本研究院において、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の機種の選定を行う必要がある場合は、研究院長に申請するものとする。

(審議対象)

第3条 委員会の審議対象は、原則として予定価格が500万円を超える設備とする。

2 前項にかかわらず、予定価格が1,000万円未満の設備であって研究院長が委員会に諮問する必要がないと認めた場合は、複数の者を指名することにより機種の選定を行うことができるものとする。

(任務)

第4条 委員会は、研究院長の諮問に応じ、設備の機種選定を適正に行うため、次に掲げる事項について専門的観点から審議する。

- (1) 設備の機能及び性能等に関すること。
- (2) 類似機種に関すること。
- (3) 特定銘柄の選定に関すること。
- (4) その他設備の機種選定に関し必要と認める事項

2 委員会は、予定価格が1,000万円以上の設備の調達において、仕様の策定過程で、教育研究上の必要性により銘柄が特定されることが予想される場合で、研究院長がやむを得ないと認めた場合は、仕様策定委員会で決定された仕様内容を基に機種の選定を行う。

3 委員会は、開催の都度、審議内容についての機種選定審議録を作成する。

(組織)

第5条 委員会は、研究院長がその都度指名する3名以上の者をもって組織する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の内より選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、設備の機種を選定したときは、機種選定理由書を作成し、第4条第3項の機種選定審議録を添付して研究院長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、環境科学事務部会計係で処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。